



京島三丁目地区防災街区整備事業の 施行規程及び事業計画の認可について

独立行政法人都市再生機構東京都心支社では、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「法」といいます。）第 188 条第 1 項の規定による東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業（以下「当事業」といいます。）の施行規程及び事業計画について、国土交通大臣より同条第 3 項において準用する同法第 143 条第 1 項の認可の公告がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 当事業の目的

当事業は、墨田区が京島地区（約 25.5ha）において施行中の住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と連携し、建築物の不燃化及び公共施設等の整備を行うことにより、区内及び地区周辺の防災性の向上を図るとともに良好な居住環境形成に資する市街地整備を行うことを目的としており、法第 119 条第 5 項に基づき当機構が施行する防災街区整備事業としては、当事業が全国第 1 号となります。

2 認可公告の概要

（1）防災街区整備事業の名称

東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業

（2）事業施行期間

認可公告の日から平成 25 年度まで

（3）施行地区

東京都墨田区京島三丁目の一部（別添「区域図」参照）

（4）施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

（5）事務所の所在地

東京都墨田区東向島二丁目 16 番 14 号

（6）施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成 22 年 8 月 3 日

3 当事業の概要

(1) 位置及び所在（別添「位置図」参照）

東京都墨田区京島三丁目8番

京成押上線「京成曳舟」駅下車、徒歩6分、東武伊勢崎線「曳舟」駅下車、徒歩10分

(2) 施行地区面積

約0.2ha

(3) 都市計画

東京都市計画特定防災街区整備地区

東京都市計画防災街区整備事業

(4) 地域地区等

準工業、準防火（新防火）地域、防災再開発促進地区、17m第三種高度地区

基準容積率200%、建ぺい率80%

(5) 防災施設建築物の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 防災施設建築敷地面積 | 1,427.45 m ² |
| ② 構造及び階数 | 鉄筋コンクリート造、地上5階建 |
| ③ 用途及び戸数 | 住宅36戸 |
| ④ 専用床面積 | 2,555.04 m ² |

(6) 個別利用区の敷地面積

125.61 m²

お問い合わせは下記へお願いします。

東京都心支社 墨田市街地整備事務所

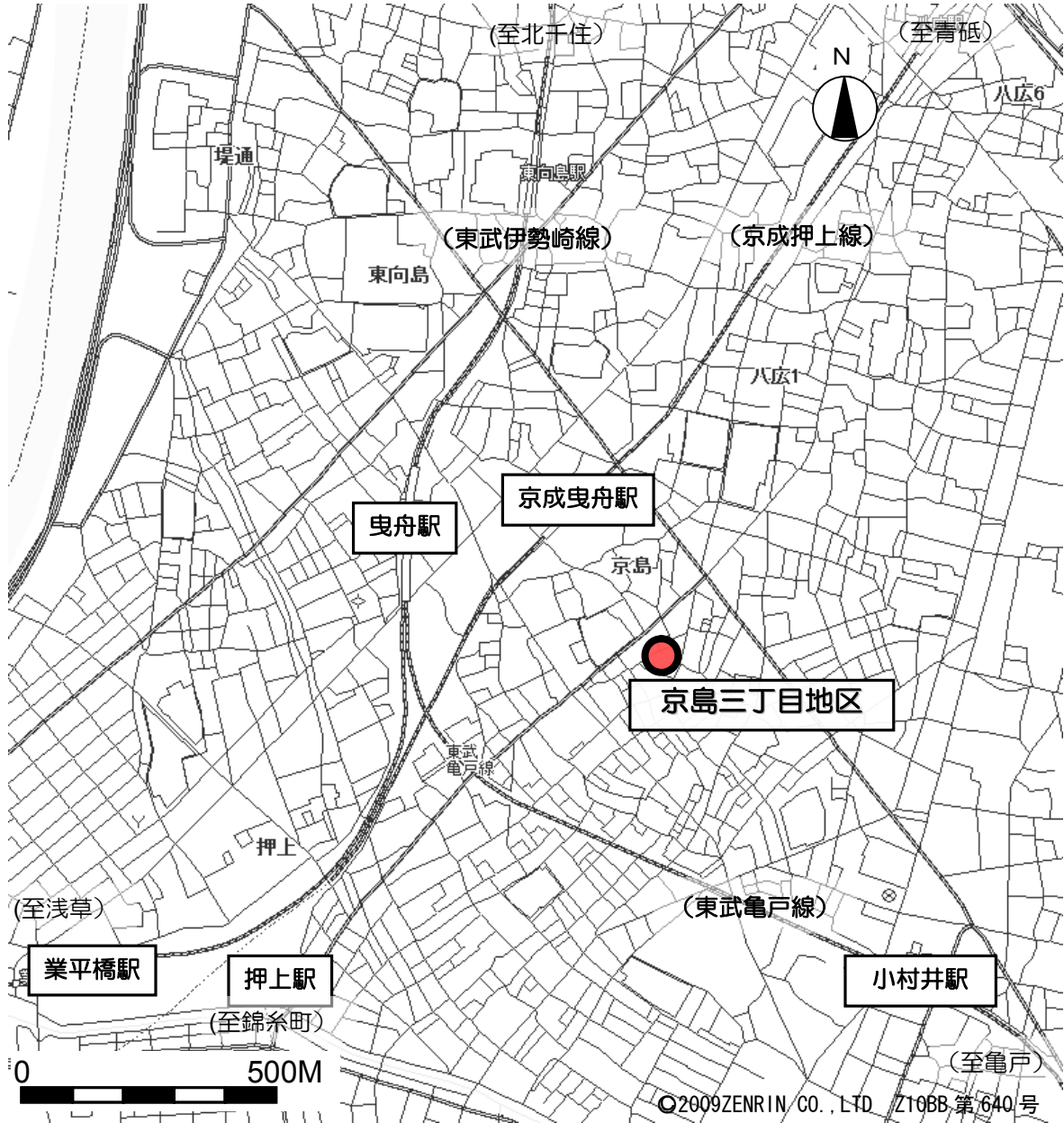
(電話) 03-3610-1120

東京都心支社 総務企画部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087

別 添

【位置図】



【区域図】

